

令和5年10月

一般社団法人 日本病院会

会員病院 各位

一般社団法人 日本病院会

## 厚生労働省

### (事務連絡)医師の働き方改革の制度施行に向けた地域医療提供体制の確保に向けた取り組み等について

貴院におかれましては益々ご清栄のことと拝察申し上げます。

日頃より、日本病院会の事業には何かとご理解・ご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

厚労省より以下の通知が発出されましたので、お知らせいたします。

## 記

1. 制度施行に向けた準備状況と地域医療への影響に関する調査について
  - ①第4回医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査のフォローアップ
  - ②第5回調査に向けた対応
2. 特定労務管理対象機関の指定の円滑な実施等について
  - ①評価センターの評価受審状況の把握と必要な支援の実施
  - ②勤務間インターバル及び代償休息の付与に係るシミュレーションの実施

以上



一般社団法人 日本病院会

事 務 連 絡  
令和 5 年 10 月 4 日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局医事課  
医師等医療従事者働き方改革推進室

医師の働き方改革の制度施行に向けた地域医療提供体制の確保に向けた取組等について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、「特定労務管理対象機関の指定の円滑な実施と地域医療提供体制の確保に向けた取組について(依頼)」(令和5年5月26日付け事務連絡)において、医療機関勤務環境評価センター(以下、「評価センター」という。)の評価の早期受審の勧奨や必要な支援の実施等について、各医療機関への対応をお願いしたところです。

令和6年4月に向けた体制整備の円滑な実施や地域医療提供体制の確保のためには、特定労務管理対象機関に限らず、地域の医療機関の準備状況を適切に把握し、更なる取組支援を行うことが重要となります。

つきましては、上述の趣旨を踏まえ、下記の取組の実施をお願いします。

記

1. 制度施行に向けた準備状況と地域医療への影響に関する調査について

① 第4回医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査(以下、「調査」という。)のフォローアップ

令和6年4月時点で時間外・休日労働が1860時間超の医師がいることが見込まれる医療機関及び常勤・非常勤によらず医師の引き揚げにより地域医療に影響が考えられる医療機関に対しては、その対応状況を速やかに把握するとともに、医療勤務環境改善支援センター(以下、「勤改センター」という。)と連携した当該医療機関に対する必要な支援や、二次医療圏における役割分担や医療機能の見直し(例:各医療機関の輪番担当日数の見直し等)について、関係部局が連携し、地域で議論を行うこと。

② 第5回調査に向けた対応

制度施行直前の医療提供体制に係る評価及び確認を実施するため、下記のとおり

第5回調査の実施を予定している。当該調査の結果は、令和6年4月に向けて地域医療提供体制を維持するための対応の検討にあたって必須となることから、各都道府県におかれては、調査に係る準備を進めていただくとともに、必要に応じて各医療機関や各地域の医師会、医療関係団体等と予め調整をお願いしたい。

<調査は下記のとおり行うことを予定>

調査の対象：貴管下の全ての病院（大学病院本院を除く）及び分娩を取り扱う産科有床診療所（院長のみが診療を行う医療機関を除く）

調査開始時期：10月中旬頃を想定

調査結果提出時期：11月末頃を想定

調査項目：別添のとおり（若干の修正の可能性があります。また、都道府県用の集計様式は追ってお示しします。）

当該調査の結果、令和6年4月に向けて更なる対応が必要と考えられる個別の医療機関については、より詳細な状況把握と勤務環境改善の支援、地域での医療機能の役割分担や見直しを実施し、当該対応により内容が更新された調査結果の提出を令和6年1月と3月にそれぞれ依頼予定である。

## 2. 特定労務管理対象機関の指定の円滑な実施等について

### ① 評価センターの評価受審状況の把握と必要な支援の実施

評価センターの評価について、申請を予定している医療機関の状況を把握し、早急な受審対応を勧奨すること。

受審申請、申請後の資料の提出、評価センターから求められた資料の再提出等の対応が困難である場合には、その理由を個別に確認の上で支援を行う等、勤改センター等を通じて、取組支援を実施すること。

特に、特定労務管理対象機関の指定を申請予定の医療機関であるにも関わらず、未だ評価センターの評価結果を受けていない医療機関に対しては、評価受審に向けた進捗や今後の指定申請の見込み時期を都道府県が把握する必要がある。

このため、勤改センター等による訪問支援に貴庁担当職員も同行し、連携して支援する等の対応を速やかに行うこと。

### ② 勤務間インターバル及び代償休息の付与に係るシミュレーションの実施

令和6年4月以降、特定労務管理対象機関においては、連携B・B・C水準を適用する医師に対し、勤務間インターバルの確保及び代償休息の付与が義務付けられる。

これによる診療への影響が生じないように、特定労務管理対象機関の指定を申請予定の医療機関は、令和6年4月以降に時間外・休日労働が年960時間を超えると見込まれる医師が所属する診療科に対して、令和6年4月以降の勤務間インターバルを考慮した勤務計画の作成及び勤務実態に基づく代償休息の付与に係るシミュレ

ーションの実施を求めるとともに、勤改センターと連携して当該医療機関に対し必要な支援を行うこと。

(照会先) 厚生労働省医政局医事課  
医師等医療従事者働き方改革推進室  
TEL 03-5253-1111 (内線 4408、4409、4416、4198)  
黒川、高橋、中尾、坂井